

不当労働行為の審査取扱状況（令和2年）

第1表 取扱件数

区 分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し
繰 越 し	6	5	1
新規申立て	13	7	6
計	19	12	7

第2表 申立事項別件数

申 立 事 項	繰越し	新規申立て	計
1号（正当な組合活動による不利益取扱い）	—	—	—
2号（団体交渉の拒否）	2	7	9
3号（支配介入）	1	1	2
4号（報復的な不利益取扱い）	—	—	—
1号と2号の複合したもの	—	—	—
1号と3号の複合したもの	3	—	3
2号と3号の複合したもの	—	1	1
1号と2号と3号の複合したもの	—	3	3
1号と2号と3号と4号の複合したもの	—	1	1
計	6	13	19

（注） 「申立事項」欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

第3表 申立理由別件数

7条号別	申立理由		繰越し	新規申立て	計
1号	正当な組合活動による不利益取扱い	解雇	—	—	—
		賃金等の差別	—	3	3
		仕事上の差別	2	—	2
		配転	—	—	—
		その他	2	3	5
		小計	4	6	10
2号	団体交渉の拒否		2	11	13
3号	支配介入	組合誹謗	—	—	—
		別組合の育成	—	—	—
		協定不履行	—	2	2
		組合弱体化工作	4	6	10
		脱退強要	—	—	—
		就労拒否	—	—	—
		小計	4	8	12
4号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い		—	1	1
計			10	26	36

(注) 1 「申立理由」欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があるため、件数の計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第4表 請求する救済内容別件数

請求する救済内容	繰越し	新規申立て	計
原職復帰・バックペイ	—	—	—
配置転換の撤回	—	—	—
不利益取扱いの撤回	2	4	6
事業所の再開	—	—	—
他組合との差別禁止	—	1	1
団体交渉の応諾	2	11	13
支配介入の禁止	3	7	10
謝罪文の掲示・手交	6	9	15

(注) 1事件につき複数の請求する救済内容がある場合があるため、件数の合計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第5表 月別件数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
繰越し	—	—	—	—	—	—	2	—	2	—	—	2	6
新規申立て	1	2	—	3	—	1	1	—	1	1	—	3	13

第6表 地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
繰越し	—	4	—	1	—	—	—	1	—	—	6
新規申立て	7	3	1	1	—	1	—	—	—	—	13

第7表 業種別件数

業 種	製造	運輸、郵便			卸 売、 小 売	教 育、 学 習 支 援	医 療、 福 祉	サ-ビス	公 務	そ の 他	計
		旅 客 運 送	貨 物 運 送	郵 便							
繰 越 し	—	—	1	—	—	1	1	2	—	1	6
新 規 申 立 て	—	1	8	—	—	1	1	1	—	1	13
計	—	1	9	—	—	2	2	3	—	2	19

第8表 企業規模別件数

企業規模	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
繰 越 し	3	—	—	1	—	—	2	6
新 規 申 立 て	9	4	—	—	—	—	—	13
計	12	4	—	1	—	—	2	19

第9表 終結区分別件数

終結区分	命 令 ・ 決 定					和 解 ・ 取 下 げ				計
	全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下	小 計	関 与 和 解	無 関 与 和 解	取 下 げ	小 計	
繰 越 し	1	—	3	—	4	—	—	1	1	5
新 規 申 立 て	—	—	—	—	—	3	1	3	7	7
計	1	—	3	—	4	3	1	4	8	12

第10表 終結事件係属日数

終結区分	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	837	428	625
和 解 ・ 取 下 げ	412	41	181
総 平 均	—	—	329